

豊田シニアフットボールクラブ規約

§ 1. クラブ名称

豊田シニアフットボールクラブ(略称：豊田シニアFC)と呼称する。

§ 2. 組織の概要

役員・幹事

役 員	代 表	志 治 達 雄		
	代表代行	佐 賀 昭 雄		
	事務局長	大 内 裕 司		
	会計担当	福 留 康 幸		
クラス	R (070)	V (060)	A (050)	B (040)
代表幹事	原口 昇	加藤泰男	田畑達郎	内原 誠文
副幹事	池谷吉男	高橋由之 中村安秀	深津英則 中川 優	吉永 誠
特別任務	・ 愛知県O-60リーグ担当 ・ 中部地域豊田大会実行担当 ・ 選手登録担当 ・ 愛知県O-50リーグ担当 ・ 愛知県O-40リーグ担当 ・ 神谷弥生：アシスタント（全クラス）			

本拠地愛知県豊田市

§ 3. 理念

- ・ サッカーの愛好者が集い“生涯現役”を目指す。
- ・ 地域のサッカー発展・向上に積極的に寄与する。
- ・ サッカーで新しい友と出会い、旧友とは一層親交を深める。

§ 4. 活動内容

豊田シニアFC(以下、本クラブという)の会員は、次の活動に参加するものとする。

- ①西日本OBサッカー連盟(以下、西日本OBという)の各地域が企画する「全域大会」、「中部地域大会」などに参加する。
- ②西日本OBの他地域のサッカー愛好者との交流を深めるために、中部地域「豊田大会」を企画・運営する。
- ③愛知県サッカー協会主催の「O-50リーグ戦」、「O-50選手権」、「O-40リーグ戦」、「O-40選手権」に参加する。
- ④本クラブの会員間の友好・親睦を深め、身体と心をリフレッシュして「イキイキ人生」を楽しむ。
- ⑤豊田市および地域のサッカー行事を支援し、サッカーの発展に寄与するものとする。

§5.入会資格

本クラブの理念・活動内容に賛同し、行動規範を守って活動に参加でき人とし、入会申し込み時に満39歳以上の人とする。

§6.入会方法

年代別幹事が必要事項を確認し、全幹事へ必要事項を紹介後に手続きを完了とする。

手続き完了後に本クラブの会員資格(以下、会員という)を取得できる。

会員は以下の必要事項を提出すること。

【日本協会・西日本OBの登録に必要な情報】

- ①選手登録(日本協会)番号
- ②氏名(ふりがな)
- ③生年月日(西暦)
- ④郵便番号と自宅住所
- ⑤自宅(固定)電話番号

【各種案内の連絡に必要な情報】

- ⑥Eメールアドレス(自宅PCもしくは携帯)
- ⑦携帯電話番号
- ⑧審判資格の有無
- ⑨ユニフォーム、ストッキングサイズ

§7.クラブ会費

会費は次のとおりとする。

クラブ会費

入会初年度：¥19,000.

次年度以降：¥17,000.

【内訳】

- ①豊田シニアFC会費：¥12,000円(活動費、グラウンド使用料他)
- ②日本協会登録費：¥1,500円/年
- ③西日本OB入会金：¥2,000円(初年度のみ)
- ④西日本OB年会費：¥3,500円/年
- ⑤ユニフォーム：¥29,100円(新規又は更新時)

白半袖シャツ、青長袖シャツ、年代別[紫・金・銀・赤・橙・黄]色パンツ、年代別色ライン入り白パンツ、年代別色ストッキング、ビブスの6点。

§8.行動規範

本クラブの会員は、クラブの品位を傷つけることのないよう真摯に立ち振る舞うこと。

- ①各幹事からの参加可否案内に関しては、俊敏な対応(期限厳守)をすること。
- ②年長者にはもちろんのこと、相手チーム・仲間、審判・大会関係者などには、尊敬の念=リスペクト=を持って接すること。
- ③グラウンドでは、準備～後片付けまでを積極的に協力すること。
- ④西日本OBの理念に従い、ゲーム先発は(ポジションバランスを考慮しつつ)年齢順を原則とする。
- ⑤大会の参加者全員が、出場時間を平等にすることを原則とする。
(そのためには、日頃からウォーキングなど最低限の努力をすることが肝要)
- ⑥大会等における審判は年齢の若い順に担当する。

§9. 規約の施行と改定

この規約は次のとおり施行するものとし、会員はこれを遵守するものとする。

- ① この規約は2018年04月01日から発効し、有効期間を1年間とする。
- ② 会員相互から有効期間の3か月前までに、この規約の各条項に書面による異議がない場合は自動的に更新するものとし、その後も同様とする。

この規約を改定する場合は、会員の過半数の合意を必要とする。

以 上